
令和7年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和7年9月19日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和7年9月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 令和6年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 令和6年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 令和6年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 令和6年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 令和6年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第10 議案第2号 令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第11 議案第3号 令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第12 議案第4号 令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第13 議案第5号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第14 議案第6号 令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(討論

・採決)

日程第15 議案第7号 令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)

追加議事日程(第3号の追加1)

日程第1 決議第1号 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)に対する附帯決議(質疑・討論・採決)

日程第16 議案第8号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について(討論・採決)

日程第17 議案第9号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について(討論・採決)

日程第18 議案第10号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について(討論・採決)

日程第19 議案第11号 周防大島町過疎地域持続的発展計画の変更について(討論・採決)

日程第20 議案第12号 周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結について(討論・採決)

日程第21 議案第13号 令和7年度 若者定住促進住宅明新住宅(第4期)建築工事の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)

日程第22 議案第14号 令和6年度 浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全工事の請負変更契約の締結について(質疑・討論・採決)

日程第23 議案第15号 訴えの提起について(質疑・討論・採決)

追加議事日程(第3号の追加2)

日程第2 発委第1号 岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書について(質疑・討論・採決)

日程第24 議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

日程第25 委員会の閉会中の継続審査について

日程第26 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 認定第1号 令和6年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第2 認定第2号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 認定第3号 令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 認定第4号 令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 認定第5号 令和6年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 認定第6号 令和6年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 認定第7号 令和6年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 認定第8号 令和6年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第10 議案第2号 令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第11 議案第3号 令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第12 議案第4号 令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第13 議案第5号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第14 議案第6号 令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第15 議案第7号 令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 追加議事日程（第3号の追加1）
- 日程第1 決議第1号 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議（質疑・討論・採決）
- 日程第16 議案第8号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につ

いて（討論・採決）

日程第17 議案第9号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（討論・採決）

日程第18 議案第10号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について（討論・採決）

日程第19 議案第11号 周防大島町過疎地域持続的発展計画の変更について（討論・採決）

日程第20 議案第12号 周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結について（討論・採決）

日程第21 議案第13号 令和7年度 若者定住促進住宅明新住宅（第4期）建築工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

日程第22 議案第14号 令和6年度 浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全工事の請負変更契約の締結について（質疑・討論・採決）

日程第23 議案第15号 訴えの提起について（質疑・討論・採決）

追加議事日程（第3号の追加2）

日程第2 発委第1号 岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書について（質疑・討論・採決）

日程第24 議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

日程第25 委員会の閉会中の継続審査について

日程第26 議員派遣の件について

出席議員（14名）

1番	占部	智子君	2番	浅原	賢潤君
3番	山根	耕治君	4番	栄本	忠嗣君
5番	岡崎	裕一君	6番	山中	正樹君
7番	白鳥	法子君	8番	田中	豊文君
9番	新田	健介君	10番	吉村	忍君
11番	久保	雅己君	12番	小田	貞利君
13番	尾元	武君	14番	荒川	政義君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君 議事課長 林 祐子君
書 記 末武 良浩君

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	代表監査委員	池田 友彰君
副町長	山中 茂雄君	教育長	星野 朋啓君
病院事業管理者	石原 得博君	総務部長	木谷 学君
産業建設環境部長	松村 浩君	下水道部長	藤本 倫夫君
統括総合支所長	辻田 建一君	会計管理者	宮崎由紀子君
教育次長	中原 藤雄君	病院事業局総務部長 ...	木村 稔典君
総務課長	梅木 義弘君	財務課長	今尾 勝則君
財務課副課長	佐原 正幸君	生活衛生課長	浜元 信之君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、認定第1号令和6年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、認定第8号令和6年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの8議案を一括上程し、これを議題とします。

9月2日の本会議において、所管の常任委員会に付託しました付託案件について、各常任委員会委員長から委員会審査報告が出されておりますので、8議案について各常任委員会委員長の審査報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。

栄本総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（栄本 忠嗣君） それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、令和7年9月8日に委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたっては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号の所管部分並びに認定第5号につきまして、お手元に配付いたしております審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

それでは、認定第1号令和6年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の過程における発言等のうち主なものを申し上げます。

はじめに、総合支所の関係では、委員より、支所・出張所の職員体制について人員は確保できているのか。年度途中で辞めてしまう会計年度任用職員がいると聞くが、その要因は何かとの質問に対し、職員の体制は、人事異動等により初めて携わる職員が多く窓口業務をこなせるまでに時間を要し、慣れるまではスムーズな対応ができていないのが実情である。

出張所については、1人体制——日良居出張所については2人体制——で各種業務にあたっているが、年度途中で辞めた方がいたため、募集をしても応募がないこともあった。辞めた方に直接話を伺ったが、言葉を濁されはっきりとした理由は話してもらえなかったものの、言葉のニュアンスからカスタマーハラスメントのような行為を受けたことが原因とも受け止められた。

出張所は、マイナンバーカードの手続き以外のほぼ全ての業務を行い、業務内容によってはお客さんを待たせることもあり、焦ってしまい失敗する場合もある。出張所は離れているため、支所職員がクレームに対して守ってあげることがなかなかできない状況である。不明なことがあれば、支所職員なり本課へ問い合わせて対応するよう指導しているとの答弁でした。

また、委員より、マイナンバーカードの更新が必要となる5年が経過した現在、実際に対応している窓口の状況はどうかとの質問に対し、暗証番号忘れによる再設定やパネル操作に手間取ることもあり、通常の更新に加えさらに時間がかかり、次に待っている方とのトラブルになるケースもある。

大島総合支所では、マンパワーに加えて端末を追加できれば、さらに住民サービスの向上が見込めるとするとの答弁でした。

委員から、書かない窓口、待たない窓口、待たせない窓口が当たり前の時代になってくる。こ

れからはA I 技術等、しっかり活用していただきたいとの意見がありました。

次に、教育委員会総務課の関係では、委員より、旧東和学校給食センターの建物について、今後の管理はどうするのかとの質問に対し、来年度から給食センターの敷地の草刈りは総務課で行う予定、建物は解体して更地にするような計画はないとの答弁でした。

次に、学校教育課の関係では、委員より、適応指導教室事業あるいは教室の登録人数について、令和6年度は令和5年度に比べて半減しているのに、来室者の延べ人数はほぼ同じであるのはなぜか。また、指導員3名は高年齢層である。教員免許が必要などの条件はあると思うが、幅広い年齢層の指導員がいるとよいのではないかと質問に対し、登録者6名のうち3名が長期にわたって通室したためである。指導者については、不登校の子どもへの指導者として、幅広い年齢層の方がいることは理想であり、人材確保に努めるとの答弁でした。

続いて、税務課の関係では、委員より、督促状の行き違いについて、以前は納期限日の夕方に払った場合、督促状が出てしまうことがあった。現在は改善されているのかとの質問に対し、クレジット決済という方法が新たに増え、処理に約20日かかってしまうため、以前よりも行き違いは増えていると思われるとの答弁でした。

次に、総務課の関係では、委員より、IP無線機の16台はどこで保管しているのかとの質問に対し、通常時は総務課で全て管理、保管している。災害で避難所を開ける場合には、各総合支所に配付し、連絡手段のない避難所等へ持参をさせて通信手段として活用するとの答弁でした。

この答弁に対し、委員より、災害で道路が分断され、各地区へ持っていけないケースもあるので、あらかじめ分散して保管しておくのも1つの手ではないかと意見がありました。

次に、委員より、人事評価支援システムは、これまでの紙ベースからシステム化されたが、今まで同様担当課長が評価することでは、課長によって見方が違うことがある。隣の課の課長が評価を行うなどすればより正しい評価、問題点が現れてくるのではないかと質問に対し、隔年で班長以上を対象に研修をして、評価のばらつきをなくすよう管理職には伝えている。他の課からや特有の業務があるということで評価してしまうと、他の部署とのバランスが取れなくなり、評価基準に入れることは難しいと言われているため、ここを大きく変えるとなるとかなりの研究の必要があるとの答弁でした。

また、委員より、防災センターの来館者数はマイナス500人ということだが、運営・企画は具体的に進められているのかとの質問に対し、事業の取り組みとして、センター内の掲示板の設置、出前講座で各地に防災センターの職員が出向いて防災・減災について講座を行っている。昨年は、ロビーの展示物が古くなり来館者が少し減ったということもあり、展示物の更新を行い新たな方々に来館していただく、リピーターにも来ていただくという方向性を持って取り組んでいるとの答弁でした。

次に、政策企画課の関係では、委員より、情報公開における審査請求とはどういう制度か。病院事業局への審査請求が34件となっているが何人が請求しているのか。1人が複数回にわたり請求しているのかとの質問に対し、審査請求とは、部分公開、非公開、却下などの開示決定に不服がある場合に再審査を請求することを言う。複数回にわたり請求している方は2名であるが、34件全てがこの2名ではないとの答弁でした。

また、委員より、DX推進班が設置されて3年が経過したが、DX推進の進捗は他自治体に比べどのような状況か。今後想定していることはあるのかとの質問に対し、この3年間でDXツールについてはほぼ導入が完了している。他自治体と比較し、進んでいないのが書かない窓口であるが、令和9年度をめどに標準化対応できる書かない窓口の実現に向け、現在約1,600ある窓口業務のBPRに取り組んでいるとの答弁でした。

次に、空家定住対策課の関係では、委員より、道の駅での移住相談会ごとの移住件数の実績は、それぞれの相談会中に成立したのか。開催にあたっての告知方法はどうなっているのかとの質問に対し、相談会中に成立した件数ではなく、それぞれの相談会で相談された方のうち、令和7年8月1日現在までに移住された方を移住件数として計上している。

移住ナビ、Instagramでの告知のほか、以前相談があった方などにも事前に声かけをしているとの答弁でした。

次に、監査課の関係では、委員より、監査委員報酬について見直しは考えているのかとの質問に対し、年額報酬から日額報酬へ変更となった経緯があるが、変更後、報酬額は改定していない。報酬額の算出根拠を精査し、額の見直しについて今後検討していきたいとの答弁でした。

以上が、認定第1号令和6年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてに関する主な発言の内容であります。

続きまして、認定第5号令和6年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、渡船使用料のキャッシュレス決済の導入は考えているのかとの質問に対し、航路によっては利用者が少ないため、費用対効果を考慮しながら検討したいとの答弁でした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

総務文教常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。

新田民生常任委員会委員長。

○民生常任委員会委員長（新田 健介君） 改めまして、おはようございます。

では、民生常任委員会を代表いたしまして、審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、令和7年9月5日に委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたりまして執行部に説明を求め、質疑を行い、十二分なる審査の結果、認定第1号の本委員会所管部分から認定第4号まで並びに認定第8号につきまして、皆様のお手元に配付をいたしております審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定をいたしました。

では、はじめに、認定第1号令和6年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の過程におけます発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、福祉課の関係でございます。

委員より、福祉タクシー利用助成事業における利用状況を分析しているかとの質問に対しては、令和6年度よりタクシー券の枚数を増やしたが、従前から積極的に使う方とほとんど使用しない方、この傾向は変わっていないように感じられる。積極的に使用する方には有効であると考えているとの答弁でありました。

また、高校生等医療費助成事業はどのように周知を行ったのかとの質問に対しては、ホームページや広報で周知を行ったが、10月から開始ということで浸透しなかった。今後はさらなる周知に努めたいとの答弁でありました。

次に、健康増進課の関係でございます。

委員より、産後ケア事業について対象者を拡大、また新たにアウトリーチ型——こちら訪問型でございますが——これらを取り入れているが、利用者の反応はどうかとの質問に対し、助産師等が訪問することによって、普段の赤ちゃんの様子を見ながらケアしてもらえることや、家族も一緒に話に加わることができることなどが利点である。指導により授乳がうまくできるようになったなどの声があるとの答弁でありました。

続きまして、介護保険課の関係でございます。

委員より、介護従事者就労定着支援金について、年度末に新規就職した場合、申請期間が間に合わないケースがあるため、猶予期間を設けるなど改善の検討ができないかとの質問に対しては、要綱改正による猶予期間設定を検討中であるとの答弁でありました。

続きまして、認定第2号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定

については、質疑はございませんでした。

続きまして、認定第4号令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでは、委員より、地域医療介護連携推進事業で導入されたビジネスチャットについて、利用者のITリテラシー向上を目的とした研修や注意喚起を行っているのかとの質問に対しては、実績として、99事業所128名が登録し活用している。システムに不慣れな利用者向けのフォローアップミーティングを4回開催し、コンプライアンス研修も2回実施したとの答弁でありました。

また、認知症サポーター養成講座の回数及び受講者が増加している要因はとの質問に対しては、会計年度任用職員を欠員であった認知症地域支援推進員として採用し、養成講座に力を入れたことによるとの答弁でありました。

次に、認定第8号令和6年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてになります。

説明に先立ちまして、石原病院事業管理者より、周防大島町病院事業局の現状について発言がございましたので、その概要を御紹介させていただきます。

まず、東和病院、大島病院、そして橘医院における医療提供体制について御説明がございました。

次に、大島病院について、院外処方箋発行への移行について、移行する方針で検討を進めている。また、休日、そして時間外における電話対応については、令和7年10月1日より、休日・時間外における代表電話の対応を自動音声ガイダンスに移行するとの説明がございました。

そして、決算につきましては、患者数・利用者数がコロナ禍以前の水準に回復せず低迷したことや、補助金の減少による収益の減少、そして、給与費の増や国債売却損による特別損失を計上したことから費用が増加し、前年度に引き続き厳しい経営状況となったとの発言がございました。

では、審査の過程におけます発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、委員より、病院の収支について、赤字額が大島病院そして東和病院ともに1億円を超えている。第2期再編計画が始まって間もないが、この状況は想定内なのか。また、計画では令和10年度に黒字化の見通しであるが、達成できるのかとの質問に対しては、入院、外来患者数の減少、新型コロナ対策関連の補助金がなくなったことで、前年度と比べると収支は悪化したが、おおむね想定内である。

新規事業として人間ドックを開始しているが、救急患者が減ってきており、患者数を増やす策が難しくなっている。令和8年度に国から新たな地域医療構想が出されるのに伴い、病院の病床機能や規模も再度検討するとの答弁でした。

また、委員より、看護学校の収支について、病院運営のための看護師確保にも重要な施設であるが、近隣校の学部創設などの影響もあり、学生が減り赤字が増えてきている。

今後の運営をどう考えているかとの質問に対しては、最近では4年生大学が増えてきている。しかしながら、3年課程で資格が取れる学校というの也需要があると考えており、看護師確保の側面からも必要であると考えている。昨年度、寮費そして食費を近隣校と同程度に下げ、当局が貸し付ける修学資金で賄える設定にした。

また、専門実践教育訓練講座指定施設として令和7年10月1日に認定を受ける予定となっており、ハローワークに周知をお願いした。社会人が入学すると補助金が受けられ修学しやすくなるため、そういう方々も学生として確保できるのではないかと考えているとの答弁でありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容につきまして、民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

民生常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。

岡崎建設環境常任委員会委員長。

○建設環境常任委員会委員長（岡崎 裕一君） おはようございます。建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年9月9日委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分及び認定第6号並びに認定第7号については、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号令和6年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、生活衛生課関係では、委員より、ごみ袋1枚あたりの製造コスト、販売費用などの収支はとの質問に対して、可燃ごみ（大）は1袋20枚入りを410円で販売しており、原価は221円10銭。周防大島町指定ごみ袋販売店が販売する場合は、15%のごみ袋取扱報償費を支払うため、差し引いた収益は可燃ごみ（大）1袋あたり127円40銭となります。

原材料費の高騰により販売に対する収益は年々少なくなっているが、報償費や販売価格について現状を変更する方針は今のところはないとの答弁がありました。

次に、商工観光課関係では、委員より、周防大島町地域公共交通活性化協議会運営補助金2,500万円について、どのようなことを行ったのかとの質問に対し、周防大島町地域公共交通計画の具体的な取り組みを定める周防大島町地域公共交通利便増進実施計画を策定し、また地域公共交通共創モデル実証プロジェクトとして、奥畑線のデマンド交通の実証運行などを行った。

補助金の内訳は、地域公共交通共創モデル実証プロジェクト事業に約1,500万円、周防大島町地域公共交通利便増進実施計画策定事業に約600万円、奥畑線デマンド交通実証運行委託料に約400万円を支出しましたとの答弁がありました。

次に、農林水産課関係では、委員より、特産対策事業中のかんきつ生産状況について、生産農家収入は平成30年より60万円から80万円を前後している。作物の転換などのビジョンはあるのかとの質問に対し、県、JAとのかんきつ産地継承プラン中で出荷量3,000トンを目指すうえでの大きな柱として、県はせとみを推奨しており、80%をゆめほっぺとする目標もある。品種を絞って特化していくプランとして練り上げており、農協と協力しながら考えていきたいとの答弁がありました。

次に、施設整備課関係では、委員より、戸田地区の中山ため池の切開工事を行っていくとの説明であったが、どのようにしてこのため池が選定され、切開することとなったのかとの質問に対して、農業用ため池は町内に約580か所あるが、平成30年の西日本豪雨によるため池決壊事故を契機に、ため池が決壊するなどした場合に、下流域の家屋や公共施設などに重大な被害を及ぼす可能性が高いため池を防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、防災重点農業用ため池に指定しており、その数は24か所ある。その中で、利用しなくなったため池は切開し機能を廃止するよう防災工事を推進しており、所有者などから切開及び機能廃止の同意が得られたため池において切開工事を行うとの答弁がありました。

次に、認定第6号令和6年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について、委員より、総配水量と有収水量の考え方、その差で考えられる原因は何かとの質問に対して、総配水量は各配水池から配出された水量、有収水量は量水器を通して料金が発生した水量である。差として考えられるのは、水質保持のためのドレンの排水量及び水道管からの漏水などである。漏水は約5割と考えており、差が大きいのは、老朽化、施設数が多いことや管路延長が300キロメートル以上あることが原因と考えているとの答弁がありました。

次に、認定第7号令和6年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について、委員より、普及率について中間目標値は達成し、今後の下水道普及率65%と汚水処理人口普及率90%という目標数値についての考えはあるのかとの質問に対して、下水処理人口普及率は下水道だけでなく、合併浄化槽を含む汚水処理施設を利用できる人の割合を示す数値であり、将来的にこの目標数値を目指していきたいと考えている。

また、下水道普及率は、終末処理場につなげていく下水道事業において、下水道が利用可能な人の割合を示す指標であり、今後の下水道事業の方向性、あり方を考えながら検討していきたいと思っているとの答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

建設環境常任委員会委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員会委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

認定第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第1号令和6年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第2号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第3号令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第4号令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第5号令和6年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第6号令和6年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第7号令和6年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第8号令和6年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9．議案第1号

日程第10．議案第2号

日程第11．議案第3号

日程第12．議案第4号

日程第13．議案第5号

日程第14．議案第6号

日程第15．議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）から、日程第15、議案第7号令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、９月２日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第１号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第１号令和７年度周防大島町一般会計補正予算（第３号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第２号令和７年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第３号令和７年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第４号令和７年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号令和7年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時08分休憩

.....

午前10時27分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど白鳥議員から、議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議の動議が提出され、所定の賛成者がおりますので成立いたします。

お諮りいたします。議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることを決定しました。

.....

追加日程第 1. 決議第 1 号

○議長（荒川 政義君） 追加日程第 1、決議第 1 号議案第 1 号 令和 7 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）に対する附帯決議を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白鳥議員。

○議員（7 番 白鳥 法子君） それでは、説明をさせていただきます。

決議第 1 号議案第 1 号 令和 7 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）に対する附帯決議。

このことについて、周防大島町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 9 月 19 日提出、提出者、周防大島町議会議員白鳥法子、賛成者、山根耕治、栄本忠嗣、岡崎裕一、山中正樹、新田健介、吉村忍の以上 6 名です。

議案第 1 号 令和 7 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）に対する附帯決議。

観光一般経費の委託料の執行にあたって、下記について要請する。

- 1、地域住民や観光事業者等への説明を十分に行うこと。
- 2、進捗状況に応じた議会への説明を行うこと。

以上、ここに決議する。令和 7 年 9 月 19 日、周防大島町議会。

次のページをご覧ください。

提案理由を御説明させていただきます。

令和 7 年 3 月 21 日に可決されました令和 7 年度一般会計当初予算のうち、観光一般経費の委託料に含まれる調査・基本設計業務は、観光案内所新設工事における基本設計業務にかかるものでした。

観光案内所の移設につきましては、現在使用している施設は築 44 年が経過し老朽化が進んでいることから、移設について議会で反対の意見はございませんでした。

令和 7 年 8 月 5 日の全員協議会において、候補地の選定を行った旨、執行部から説明がございました。その際、候補地選定の経緯、施設が果たす機能、移設先周辺の交通状況などについて、多くの議員から質問があがりました。

令和 7 年 9 月 2 日の令和 7 年第 3 回定例会初日におきまして、当該事業を含む補正予算が上程された際、さきの全員協議会で課題として指摘した事項について説明が不十分との意見が複数あがり、令和 7 年 9 月 17 日、再度状況説明のための全員協議会が開催されました。

しかしながら、これまでの間、地域住民からも様々な意見が届けられ、さきの全員協議会で指摘された課題点についてもいまだ解消されていないとの意見がありました。

以上の経緯から、事業を進める前に、地域住民や観光関連事業者、議会に対し丁寧な説明と調整が必要との観点から、当該予算の執行にあたって附帯決議案を提出するものでございます。

このたびのように、多様な立場の議員から様々な角度での指摘や疑問が寄せられることは、なかなかあることではないと感じております。これは私が採決前の討論の機会を活用して、一議員の意見としてではなく、合議体である議会の総意として附帯決議としたほうが、これまでの経緯を踏まえると適していると考え、このたび附帯決議案を提出させていただきました。

議員の皆様におかれましては、御賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

決議第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点確認をさせていただきますが、予算の議決は不動産鑑定費という議決事項で可決されましたけれど、この附帯決議は事業を進める前の説明を求めるという御説明があったと思いますが、この附帯決議の内容というものが、議決事項と附帯決議の内容が乖離しているという気がしますが、説明を求めるという附帯決議の内容は、候補地として説明があった場所、鑑定費も当然そこを前提として予算がつけられたと受け止めておりますが、この附帯決議も候補地を前提として、地域とか議会へ説明を求めるという決議でということではよろしいのか、そこだけ1点確認させてください。（「ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今の御質問は、この附帯決議が鑑定費の部分についてのものになるのかどうかということだと思うのですが、今回は補正予算にかかる附帯決議でありますので、そういうことになろうかと思えます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、これで質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。決議第1号議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 16. 議案第 8 号

日程第 17. 議案第 9 号

日程第 18. 議案第 10 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 16、議案第 8 号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてから、日程第 18、議案第 10 号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正についてまでの 3 議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、9 月 2 日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第 8 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 8 号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 9 号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 10 号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 11 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 19、議案第 11 号周防大島町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

議案に対する質疑は、9月2日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第 11 号、討論はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

補助金や予算があるから事業を考えるのではなく、本町がやるべき事業を考えてから活用できる予算を探すというスタンスには激しく同意するところではございます。

しかし、本来なら事業の必要性が明確になった時点で、速やかに本計画の変更案をつくり、せめて予算案と同じタイミングで、変更計画案を議会へと上程すべきだったと考えます。こういうことは執行部の皆さんも重々理解されていると考えます。

自分の受け持つ仕事が、どういう位置付けで存在しているのか。どういう目的や意義があるから、一般財源以外のその財源が使えるのか。財務課の方だけではなく、様々な部署の職員に、もう少し俯瞰した視点を持っていただきたい。業務の持つ意義や価値が多方面に影響するということを改めて気付くきっかけにもなるのだと思います。

今年度、来年度以降の過疎地域持続的発展計画を策定されると伺っております。ぜひいま一度、各課の方々に、この計画の目的や包含できる事業がどういうものなのか確認する機会にさせていただき、今後こういった問題が再発しないことを願いながら賛成討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 11 号周防大島町過疎地域持続的発展計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 12 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 20、議案第 12 号周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結についてを議題とします。

議案に対する質疑は、９月２日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第１２号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第１２号周防大島町清掃センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２１．議案第１３号

○議長（荒川 政義君） 日程第２１、議案第１３号令和７年度 若者定住促進住宅明新住宅（第４期）建築工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

執行部の説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第１３号令和７年度 若者定住促進住宅明新住宅（第４期）建築工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本件は、工事請負契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第５号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件は、令和７年７月３１日に町内業者５社へ指名競争入札を通知し、令和７年８月２８日に開札した結果、周防大島町大字久賀４３９３番地の平川建設株式会社が１億２，１７０万円で落札いたしました。その落札価格に、消費税及び地方消費税１，２１７万円の額を加えた１億３，３８７万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要といたしましては、参考資料にお示ししているとおり、大字小松開作地内に木造平屋建ての住宅を建築するものです。建物の床面積は９７．７１平方メートルで、計４棟を建築し、屋外付帯工事として植栽等の整備も行います。また、あわせて公園を整備し、公園内にあずまやを建築します。

なお、工事の完成期日は、令和８年３月２８日を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

議案第１３号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） ２年前の３期工事に比べて、予定価格ベースで約３，０００万円

ぐらい工事費が上がっていますが、これはどういう理由なのか、御説明をお願いします。

それと、今回の入札で72%の落札率、制度の問題、制度上は建築一式工事には総合評価はあてない、適用しないということだと聞いておりますが、そういう制度の話ではなくて、単純に考えて、総合評価方式の場合は90%でも落札できない。この建築一式工事の場合は72%でも落札できる。

そういったところについて、どう理解すればいいのか分からないというところがありますので、その線引きというか、制度の線引きというのがどういう考えで、そういう建築には総合評価方式を導入しないということになっているのか、その辺を解説してください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 工事費が上がっているという理由としましては、1つには人件費等の高騰、材料費の高騰があげられます。

また、今までにはありませんでした公園、こちらの整備費も追加で上がっていますので、工事費が増加しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） ただいまの田中議員の御質問に答弁させていただきます。

同じ建設工事でありまして、このたびの建築一式工事の落札率と、過去にも議会の議案に出させていただいております、土木系の工事で総合評価方式による落札率の違いが、なぜここまで生まれてしまうのかという御質問に対してお答えさせていただきます。

本工事、建築一式工事につきましても、総合評価方式の土木系の工事につきましても、どちらにも周防大島町低入札価格調査に関する事務取扱規程に基づき、低入札価格調査基準価格というものを設定させていただきます。

個々の設定の算出方法につきましては、土木系と建築一式工事では算定の——細かく言うと式が異なっておりますので、同じ設計金額でも同じ基準額とはなりませんが、調査基準価格というものは設定させていただいております。

このたびも議案の資料にあるとおり、低入札価格調査の結果、落札を決定したというところで

す。

落札率の違いというのは、総合評価方式の要因にはありますが、低入札価格調査のやり方について、土木系の工事と建築工事、また営繕系工事、解体工事と大きく分けて2つに分かれまして、土木系の工事につきましては、数値的判断基準に基づき、一定要件を満たしていなければ、低入札調査を行うまでもなく、数値的判断が欠落しておれば不落札とみなすということにしておりますが、建築一式工事・営繕系工事につきましては、調査基準価格を下回った入札があった場合、

その入札対象者の調査につきましては、数値的判断を今現在用いない方式となっております。では、こういった調査をするのかというところですが、低入札調査の資料を調査対象者に提出いただきまして、その入札価格の基となった根拠資料を細かく提出いただきまして、その内容を基に聞き取り調査等を行い、目的の品質にかなう工事の履行が可能なかどうかを調査させていただきまして、指名審査会に報告させていただくというやり方にしておりますので、落札率に違いが出るというのは、主には低入札の調査の仕方に二通りあるというところで御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 工事費の公園の整備費が、大体どれぐらいあるのか教えてください。

それと、入札の制度の話ではないと申し上げたのですが、私がお聞きしたのは、建築一式工事だと72%でも落札できる。総合評価方式の場合は、90%を切ったら評点が下がって取れませんが、落札できません、そういったことで、その矛盾点、端的に考えて、町としては72%で落札してもらったほうが、当然、経済的には有利になる話で、そこら辺入札制度として、細かい話ではなくて、入札のあり方として、それでパーフェクトだと、問題ないと考えておられるのかどうか、そこだけ御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 田中議員からの公園整備の工事費、これにつきましては約740万円となっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） ただいまの田中議員の御質問について、指名審査会を主管しております、担当課としての考えを答弁させていただきます。

御指摘のとおり、土木系の工事では、落札率が90%以上でないと落札が難しいという状況と、翻って建築一式工事、または営繕系の電気・機械、そして、さらに解体工事となっていくと、契約の落札率の状況を見ますと、この中でも特に建築一式工事につきましては、落札率は土木系よりも低いという結果になっておりまして、解体工事に至っては、それよりもさらに低いということで、この解体工事の落札率もさらに低いということで、山口県、または県内のほかの市町の議会においても、著しく低い、履行の確実性はあるのか。または、落札した事業者には赤字を出していないのかという様々な議論が、ここ数年繰り返されてきておりました。

今後、今の動向といたしましては、山口県においても低入札の制度で、これまで建築工事や解体工事など営繕系の工事には数値的根拠を入れておりませんでした、現在、数値的判断基準の

根拠を明確にしまして、落札率が著しく低いと思われる事業者につきましては、調査するまでもなく、契約不履行とみなして不落札とするという方向に変わっております。

そういった動向も受けまして、山口県の現在の低入札の制度、そして、近隣の他の市町の低入札の制度を参考にしながら、周防大島町としても今後重要な課題だと認識しております。

今後とも、県や市町の動向を見ながら、注視しながら、指名審査会でどう改善すべきか諮っていくという方向で考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今回、今後議決されたとして、今から契約して工事に入るといことになるかと思いますが、工事完成がいつ頃を目指しているのか。また、入居はいつから募集予定なのか。めどになるかと思いますが、現在の予定を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 白鳥議員の御質問ですが、一応完成が令和8年3月末、それから募集が令和8年5月の募集という計画になっております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。令和8年5月に募集が、最速というか順調にいけば行われるということで、また、その後、入居が順調にいけば、いつ頃になるかということを追加で教えていただきたいことと、こういった情報は、空家定住対策課とは既に共有されているのかどうか。

移住・定住施策のための住宅だと思いますので、例えば移住フェアなどで情報発信するときに、そういったことも重要なコンテンツになるかと思うのですけれども、現在まで、そういった情報が共有されていたのかどうか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 今の御指摘ですが、空家定住対策課との協議は、直接は今のところ行っておりませんので、今後、そういう情報を空家定住対策課に伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 浜元生活衛生課長。

○生活衛生課長（浜元 信之君） 白鳥議員の御質問にお答えします。

入居までの期間というのは、書類審査等で入居条件が満たされているかどうかの確認がありますので、大体募集した後に、若者定住促進住宅の場合は競争率が高いので、その後、抽せん会を行い、その後、大体1か月ぐらいかかるようになります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今からは要望になるかもしれないのですが、そもそもこの事業が始まったときの所管は、空家定住的な部署が持っておられたかと、うっすら記憶をしているのですが、この事業自体が名前にあるとおり、若者定住を促進するための住宅ですので、ぜひ進捗状況でありますとか、そういったことをしっかりと、そういった部署と共有しておかなければ、対象者は実はたくさんいたのに、一部の情報が入りやすい人にしかそれが届いていなかったとか、そういったことがあれば、遠くから移住を具体的に考えようという方を取りこぼす可能性も重々にあると思いますので、ぜひこれから密に連携してやっていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号令和7年度 若者定住促進住宅明新住宅（第4期）建築工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第14号令和6年度 浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

執行部の説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第14号令和6年度 浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全工事の請負変更契約の締結について補足説明をいたします。

本工事につきましては、令和6年9月11日にユタカ産業株式会社と仮契約を締結し、令和6年第3回の定例会において御議決を賜り、令和6年9月20日に本契約とし工事を進めております。

経年により劣化した浮棧橋の長寿命化を図るため、浮体や連絡橋の塗装、塗り替えや断面修復を施工しておりましたが、塗装の剥ぎ取りの際に行うこととなっている塗膜の分析調査の結果、

有害物質である鉛が検出されました。

塗装の剥ぎ取りは、ディスクサンダー等を用いたケレン——塗装前の下地処理でございますが——による作業を予定しておりましたが、有害物質の外部漏えいや作業員の暴露を防止するため、厚生労働省の各種通達や法令に従い、適切な安全対策を図り施工することが必要となりました。

このことから、塗装剥ぎ取り時の防護シート設置や防護服着用、塗膜剥離剤工法への変更、有害物質を含む塗膜の特殊運搬や処分などの費用が新たに増加しました。その他、断面修復工に伴う防水施工や仮設浮栈橋付近への仮設待合所の設置を追加し費用が増加しました。

これらの変更に伴い、工事請負代金を変更することが必要となりましたので、原契約の工事請負金額6,270万円に1,119万300円を増額した7,389万300円で請負変更契約を締結しようとするものであります。

なお、工事の完成期日は、令和7年11月28日を予定しております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第14号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ。説明資料の7ページの連絡橋と付帯の接合部分に、赤いローラー杓新設とか書いてありますけれど、これは今塗装以外で、この改修、この変更に含まれているということだと思うのですが、赤で示してありますから。これが何なのか、どういう理由なのか御説明いただきたいと思います。

それと、令和7年周防大島町第1回臨時会のときに、たしかほかの件で言ったと思うのですが、見えない図面をつけてもらっても意味がないので、これをみんな見ているわけですから、誰も何も気付かないのですか。

あのときに副町長に答弁いただいたと思うのですが、手書きでもいいから、横に書いておくだけでいいのですが、こんなつけるだけでいいみたいな、おざなりな説明資料ならないほうが、文章で書いたほうがいいと思うので、そこは改善してください。これだけお願いしておきます。先ほどの説明だけお願いします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時08分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 田中議員の質問の断面図のローラーの新設で赤くなっている部分、この図面自体は、当初の図面と同じものをあげております。というのが、数量等とかは全く変わってないので、その辺でそのまま新たにという意味ではなくて、たまたま赤かったので、申し訳ありませんが御理解をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほど私が苦言を言っただけで終わっていますので、この図面は操作方法によってはきちんと今見えます。先ほど言われたようにやったら、私の認識不足であったということですかね。これで、今後はきちんと見えますので了解しました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号令和6年度 浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第15号訴えの提起についてを上程し、これを議題とします。

執行部の説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第15号訴えの提起について補足説明をいたします。

本件は、特定空家の緊急安全措置のために要した建物の一部除却工事の費用等の支払い請求にかかる債務不存在確認訴訟に反訴し、相続放棄の有効性の疑義を明らかにするとともに、支払いを拒んでいる他の相続人に対しても訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものでございます。

まずは、これまでの経緯について御説明いたします。

令和5年6月、周防大島町大字小松開作地内に所在する当該空家について、自治会長から、空

家等の情報提供書の提出があり、職員が調査したところ、管理不全な状態にあることが認められました。

所有者が既に死亡していたため、相続人の調査を行った結果、相続人4人を特定しましたので、令和5年9月20日以降3回にわたり、空家等状況書を送付し改善を求めました。しかしながら、何も対応をしていただけませんでした。

令和6年1月19日に空家等対策協議会を開催し、当該空家が特定空家に認定されましたので、相続人らに対し特定空家等該当通知書を送付し、令和6年2月27日以降、2回にわたり空家等の適正管理に関する指導書を送付しました。

令和7年2月14日、さらに倒壊の危険性が増したため、緊急安全措置により当該空家の一部を除却する方針を決定し、相続人らに対し緊急安全措置の事前通告についての文書を送付しましたが、期限までに不服申し立てはなく、当該空家の一部を除却する工事を行うことに決定しました。

また、令和7年2月21日までに、相続人らのうち3名から、相続放棄申述受理通知書の写しの提出がありましたが、所有者の死亡から10年以上が経過しており、相続放棄の有効性が確認できないため、引き続き通知等を送付することとしました。

令和7年3月14日から令和7年3月24日までの間、当該空家の一部除却工事を実施し、令和7年4月14日相続人らに対し、緊急安全措置実施通知書及び工事費用の請求書を送付しましたが、支払いに応じないため、令和7年5月30日以降2回にわたり督促状を送付しました。

令和7年7月25日、相続人らのうち1名から債務不存在確認訴訟の提起がなされ、令和7年8月8日、柳井簡易裁判所から口頭弁論期日呼出状及び答弁書催促状が届き、令和7年9月9日に口頭弁論に出頭するよう求められました。

この債務不存在確認訴訟に関しましては、令和7年8月25日に弁護士と委任契約を締結し対応を進めており、令和7年9月9日に出頭を求められていた口頭弁論は、令和7年11月4日に延期となりました。

以上のような経緯により、相続人のうち1名が提訴した債務不存在確認訴訟へ反訴するとともに、支払いを拒み続けている他3名の相続人に対し、緊急安全措置による特定空家の一部除却工事費用等を請求する訴えを提起するものであります。

以上が、議案第15号の補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第15号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 相続放棄に疑義がある。相続放棄申述受理通知書の写しは送られ

てきているということで、裁判所が受理したことに疑義がある、そこを争うということになるのか。

いろいろ空家等状況書などを何回も送付されている。それは、相手方が受け取ったということは証拠があるということでよろしいのか。

もう1点は、応訴の部分はしょうがないですけど、こちらから反訴の部分は、当然弁護士に委任するのでしょうか、その費用は、どれぐらいを見込んでおられるのか。費用にかかわらず、100万円ぐらいはかかるのだろう。

2つあるから、応訴の部分はいいのですが、反訴の部分でどれぐらいを見込まれているのか。控訴、上告とかということもあり得るので、それを例えばこの1,120万円の債務ですけど、例えば300万円かかろうが、400万円かかろうが、町としてはやるということなのかどうか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） まず、第1点目の相続放棄申述受理通知書が送られてきたことについて、これは亡くなられて10年以上経過、平成21年に亡くなられたようですが、それから10年以上経過しているというところで、裁判所に、相続人の方が相続放棄の手続きをした関係の書類が届いた。

ただ、それについて、当然、民法上の経過期間というのでしょうか、相続放棄ができる経過期間を超えておりますので、それが有効か否かということについて、互いの主張が異なっているという状況で、今回の経緯になったということでございます。

それと、文書を受け取ったことについては、最初の通知については、通常の普通郵便等々でやり取りをしておりました。最初の頃は、携帯に連絡は少し取れていたときはあったようなので、相続人の方々に認識は当然あった。要するに、文書は届いていたと思われます。

また、今回1名の方から提訴を受けたことで、ほかの3名の方にも、こういったことに進展しますという形の通知文書については、速達の特記記録郵便で相手に通知したというところです。

それと、裁判を続けるかどうかということですが、まず、例えば今回の裁判で方針が出て、もし万一、前の所有者の方が亡くなったことを知ったのが——実際は十数年経っているのですが、それが3月以内ということで裁判所が認めれば、それに対しては、それに従うようなことを考えております。

ただ、1人の相続人に対しては、この届けも来ておりませんので、引き続き、もし上告されれば、その対応はしなければならないと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第 15 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 15 号訴えの提起について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時23分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、追加議事日程 2 のとおり本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第 2. 発委第 1 号

○議長（荒川 政義君） 追加日程第 2、発委第 1 号岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書についてを上程し、議題とします。

趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長、吉村委員長。

○議会運営委員会委員長（吉村 忍君） 発委第 1 号岩国基地における空母艦載機の着艦訓練に関する意見書について趣旨説明を申し上げます。

令和 7 年 9 月 15 日、本町議会から荒川議長が山口県議会及び隣接する市町の議会議長と防衛省に、翌令和 7 年 9 月 16 日には藤本町長が山口県及び岩国市長とともに外務省と防衛省に対し、今回の空母艦載機の着艦訓練 FCLP の中止を求め、強く要望をされました。

また、これまで再三にわたり、国及び米側に対し、こうした訓練を岩国基地で行わないよう強く要望してきたところであります。

しかし、これらの中止要請を無視し、令和 7 年 9 月 17 日より実施されました。このことは到

底容認できないこととし、国に対し、以下の意見書を提出することに対し、議員各位の御理解を賜りたいと存じます。

意見書を読み上げます。

岩国基地における空母艦載機の着艦訓練に関する意見書。

山口県及び地元市町では、平成１７年に、在日米軍再編計画が示されて以降、地元には様々な意見がある中で、長年にわたり議論を重ねた結果、岩国基地への約６０機の空母艦載機の移駐という大きな負担を受け入れ、我が国の平和と安全に大きな貢献をしてきた。

こうした中、令和７年９月１７日から２６日にかけて、米空母艦載機の着艦訓練（ＦＣＬＰ）が岩国基地において実施されている。

これまで、本町議会では、地元自治体２市２町（岩国市、大竹市、和木町、周防大島町）が一体となって、ＦＣＬＰのような、激しい騒音をもたらす、住民生活に多大な影響を与える訓練を、市街地に隣接する岩国基地において実施することは容認できないとの立場に立って、こうした訓練を岩国基地で実施しないよう、あらゆる機会を通じ、再三にわたって、国及び米側に強く要請してきたところである。

しかしながら、こうした意向を無視し、今回、岩国基地において、ＦＣＬＰが実施されたことは極めて遺憾であるとともに、日常的に航空機騒音に悩まされている周防大島町住民に、なお一層の負担を強いることとなり、到底容認することはできない。

よって、国におかれては、今後、岩国基地において、ＦＣＬＰなど激しい騒音をもたらす訓練を二度と実施されることのないよう、米側に求めるとともに、そのあらゆる手段を講じるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。令和７年９月１９日、山口県周防大島町議会。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣としております。

以上が意見書でございます。

議員各位におかれましては、全会一致をもって御賛同いただきますようお願い申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

発委第１号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。発委第１号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。発委第1号岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第24．議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

○議長（荒川 政義君） 日程第24、議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会に付託中の調査・研究の報告についてを議題とします。

本件について、議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会委員長の報告を求めます。吉村議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会委員長。

○議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会委員長（吉村 忍君） それでは、議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会を代表いたしまして、調査・研究の経過及び結果を報告させていただきます。

本委員会は、令和7年3月の第1回定例会において設置され、付託された議員定数及び議員報酬等のあり方について、令和7年4月以降、5回の会議を開催し、議論と研究を重ねてまいりました。

その概要は、周防大島町議会会議規則の一部改正について、周防大島町議会委員会条例の一部改正について、議員定数について、議員報酬について、議会基本条例の制定について、政治倫理条例の制定についての6項目でございます。

調査・研究報告書として、皆様のお手元に配付しております。

調査・研究内容の6項目のうち、議員報酬について本委員会の意見を集約いたしましたので、その結果を報告させていただき、そのほかの項目については、調査・研究の経過の報告とさせていただきます。

まず、1点目の周防大島町議会会議規則の一部改正については、地方自治法改正に伴う、標準町村議会会議規則の改正にあわせ、議会にかかる手続のオンライン化に対応した改正等を行うため、協議を重ね、さきの令和7年第2回定例会において議員発議として上程し、可決されました。

次に、2点目の周防大島町議会委員会条例の一部改正については、地方自治法改正に伴う、標準町村議会委員会条例の改正にあわせ、議会にかかる手続のオンライン化に対応した改正等を行

うため、協議を重ね、こちらもさきの令和7年第2回定例会において議員発議として上程し、可決されました。

3点目の議員定数については、現在の14名を削減すべきと現状維持の意見に分かれております。引き続き議論を重ね、令和10年3月までに本委員会の結論として示すこととしております。

続きまして4点目、議員報酬についてであります。

今後の議員のなり手不足の問題にもつながることが懸念されることから、次のとおり様々な意見がありました。

議員定数と議員報酬は別々に議論する。

議員1人あたりの活動量や仕事量に大差がないにもかかわらず、一般的に町村議会議員報酬は、市議会議員報酬の2分の1程度である。

専業で議員活動に取り組み、生活できる報酬にし、多様な人材が立候補しやすい環境を整えること。

低額な報酬は、無投票につながるおそれがある。

身分の保証は4年間しかない。年金も退職金もない。

合併後20年間一度も上がることなく、議論もされておらず、その間、最低賃金は約5割増、町職員の大卒程度の初任給は約3割上昇している点を考慮すべきである。

以上が主なものであります。

まとめといたしまして、私たち議員は、議会に出席することだけが議員の仕事であるかのような印象を持たれているのが現実であります。議員の活動は、議場における本会議に限るものではなく、各委員会や全員協議会、本会議や委員会等で議論や意思決定をするための事前の情報収集や検討、そして会期中以外も町民からの要望や苦情、相談対応も多く、広い周防大島町内全域が活動の対象であり、昨今は、町外からの相談等にも対応することも増えており、その活動範囲は過去のものとは比べものにならないほど広がっております。

また、災害や非常時においては、町民からの要求や要望に応え、町民と行政の橋渡し役としての役割をはじめ現場での全方位的な対応を求められる状況に置かれ、何ら権限を持たないにもかかわらず、町民のため直接的に活動しなければならない立場であります。

さらには、インターネットの普及に伴う町民の意識の変化、知識の高度化への対応、日頃からの情報収集そして、法律をはじめ幅広い分野の知識を習得しなければ町民の意見や批判に対応できない現実もあり、議員として表に出ない部分も増加しているのが実態であります。

このように、議員としての活動でありながら非公式とされる活動が多いにもかかわらず、本会議など表面的な活動のみを捉えて報酬額を論ずるのではなく、議員という立場であるがゆえに、土日や昼夜を問わず対応が求められる実態を踏まえますと、現在の報酬は正当な対価となってい

ないのが現状と考えます。

議員報酬は、そもそもが兼業を前提とした低い水準であります。平成23年に地方議会議員年金制度が廃止された際にも据置きのみで、周防大島町になって以来、これまで20年間1度も改定されていないことは、物価上昇や最低賃金の上昇などを考慮すれば、実質的には後退しているものと言わざるを得ません。

本来であれば、議員は高度の専門職であるべきであり、それに応じた報酬が供され、専門性を高めるために専業として議員が活動できる環境づくりが必要です。議員のなり手不足の解消はもとより、高度な技術力を有する専門職としての議員を育成する観点からも、議員報酬を大幅に見直すことが必要であるとし、本委員会では月額30万9,000円が望ましいという結論となりました。

続きまして、5点目の議会基本条例の制定についてと、6点目の政治倫理条例の制定について申し上げます。

議会基本条例は、議会の運営に関し基本的事項を定めるもの、政治倫理条例は、政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるもので、2つの条例の早期制定に向けて議論を進めているところであります。

最後に、本委員会の結論に対し町内外から賛否様々な御意見が寄せられております。中には厳しい御意見もあり、今後、議会や議員個人に対しての町民の皆様の声や目は、より厳しいものになることが予想されます。

会議や行事への遅刻、無断欠席、自営業を優先した欠席、稚拙な質問、準備不足などは断じて許されません。覚悟をもって、この議会改革を共に進めてまいりたいと存じます。

以上が、本委員会における調査・研究の経過及び結果の報告とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会委員長の報告を終わります。

大変御苦労さまでございました。

日程第25．委員会の閉会中の継続審査について

○議長（荒川 政義君） 日程第25、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長より、審査中の請願第1号につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員会委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第26. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第26、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和7年第3回定例会を閉会をいたします。（「議長、すみません、発言の訂正を」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前11時51分休憩

.....

午前11時52分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど吉村議会運営委員会委員長から説明のあった発委第1号について、着陸のところを着艦と発言、報告したようですが、これを訂正させていただきたいと思います。

それでは、改めまして、以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和7年第3回定例会を閉会をいたします。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時54分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 占部 智子

署名議員 浅原 賢潤

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員